

答申第 1130 号

諮問第 1787 号

件名：教員の処分についての報告等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 3 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が令和 6 年 1 月 5 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 4 年 10 月 13 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「A 職員」という。）、同年 12 月 21 日付けで自校児童に対する体罰により減給 1/10 1 月とした職員（以下「B 職員」という。）、同日付けで自校生徒に対する不適切な行為により戒告となった職員（以下「C 職員」という。）及び令和 5 年 2 月 28 日付けで自校児童に対するわいせつ行為により懲戒免職とした職員（以下「D 職員」という。）並びに A、B、C 及び D 職員（以下「被処分者」という。）の所属校の校長に係る処分の実施結果について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。このうち、文書 1 及び文書 2 は A 職員の事案に関する文書、文書 3 及び文書 4 は B 職員の事案に関する文書、文書 5 及び文書 6 は C 職員の事案に関する文書、文書 7 及び文書 8 は D 職員の事案に関する文書である。

なお、本件開示請求に対しては、本件一部開示決定に先立ち、各処分に関する文書についての開示決定及び一部開示決定を別途行っている。

ア 文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 について

文書 1、文書 3、文書 5 及び文書 7 は、愛知県関係教育事務所長（以下「県教育事務所長」という。）が、被処分者に対し懲戒処分に係る辞令書交付を実施した結果について、県教育委員会に報告したものである。

これらの文書には、文書番号、報告年月日、宛名、標題、処分を実施した日時及び場所、処分者、被処分者、処分内容、立会人等が記載されている。

イ 文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 について

文書 2、文書 4、文書 6 及び文書 8 は、市町村教育委員会が、被処分者の所属校の校長に対する処分を実施した結果について、県教育事務所を経由して県教育委員会に報告したものであり、鑑文、市町村教育委員会からの報告及び処分内容（文書訓告においては訓告文、口頭訓告及び嚴重注意においては言い渡した内容）から構成されている。

これらの文書のうち、鑑文には文書番号、報告年月日、宛名、標題、報告があったこと等が、報告には文書番号、報告年月日、宛名、標題、処分を実施した日時及び場所、処分者、被処分者、処分内容、立会人等が、処分内容には校長の所属、氏名、処分内容、処分理由等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち個人の氏名、所属、学年、クラスその他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした被処分者の氏名及び所属、校長の氏名及び所属、被処分者及び校長が所属する学校を所管する市町村教育委員会の名称並びに職員の職名及び氏名、当該市町村を所管する県教育事務所の名称、担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先、文書番号、処分場所、発生場所、被害児童の学年及びクラス（以下「被処分者の氏名等」という。）は、被処分者及び被害児童生徒が識別できる情報である。

被処分者が識別できる情報が公にされた場合、他の情報と照合することにより、被害児童生徒の所属等が判明し、被害児童生徒の識別が可能になる。よって、当該情報については、被処分者が識別できる情報であると同時に被害児童生徒が識別できる情報としての面も有するものである。

よって、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）であるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 県教育委員会では、懲戒処分を行った場合には、「懲戒処分の公表基準」に基づいてその概要を公表しているところであるが、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしている。本件については、被害児童生徒側が公表を望まなかったこと、被害児童生徒のプライバシー等の権

利利益を侵害するおそれがあることなどを総合的に考慮して、上記公表基準の「例外」に当たるものとして、被処分者の氏名等を非公表としたものである。したがって、被処分者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

審査請求人は「確定した過去の「処分」事実を不開示にする合理性がない。」と主張しているが、処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではなく、これらの情報は、同号ただし書ハに該当しない。なお、前述の通り、被処分者等の個人識別情報は、被処分者等の個人情報であると同時に、被害児童生徒の個人情報であることから、これらの情報が同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

また、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

ウ 以上のことから、被処分者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書の構成及び内訳は、別表の1欄及び2欄に掲げるとおりであると認められる。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、本件教職員の処分は確定した過去のことであり、不開示にする合理性がなく、被害児童生徒を特定する部分を除き、広く公開されるべきである旨を主張している。

よって、本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分が、不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分を見分したところ、被処分者の氏名及び所属、校長の氏名及び所属、被処分者及び校長が所属する学校を所管する市町村教育委員会の名称並びに職員の職名及び氏名、当該市町村を所管する県教育事務所の名称、担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先、文書番号、処分場所、発生場所、被害児童の学年及びクラスが記載されていた。

これらは、個人に関する情報であって、被処分者及び被害児童生徒等特定の個人を識別することができるものと認められる。

審査請求人は、市町村教育委員会の名称、校長の氏名、処分場所等を開示しても被害児童生徒を特定できない旨主張する。

しかしながら、これらを公にすると、被処分者の特定はもとより、被害児童生徒の学校名等が明らかになるとともに、被処分者が被害児童生徒に対して行った体罰の具体的な態様が記載されている部分が開示されていることから、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、被害児童生徒の同級生を含む在校生やその保護者、近隣住民等が知り得る情報と照合した場合、被害児童生徒の特定につながると認められるため、審査請求人の主張は採用できない。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 同号ただし書イ該当性について

実施機関によれば、本件については、被害児童生徒側が公表を望まなかったこと、被害児童生徒のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあることなどを総合的に考慮して当該公表基準の例外に当たるものとして、被処分者の氏名等を非公表としたとのことである。

当審査会において本件処分に関する公表資料を確認したところ、被処分者の氏名等は公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないと認められる。

よって、これらの情報は、同号ただし書イに該当しない。

(イ) 同号ただし書ハ該当性について

審査請求人は、処分を受けたことは職務の遂行に係る情報ではないとの実施機関の主張について、体罰は職務遂行上の事実であるから了解できない旨主張する。

当審査会において検討したところ、被処分者及び被処分者の所属校の校長が処分を受けたことは、職務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、私事に関する情報の面を含むものと認められ、被処分者の氏名等は同号ただし書きハに該当しない。

(ウ) 加えて、被処分者の氏名等が、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

ウ したがって、被処分者の氏名等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の別表の3欄に掲げる部分の条例第7条第2号該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の教職員処分に関するすべての文書。

- ① 2022. 10. 13 発表 わいせつ行為に係る小学校教諭の処分
- ② 2022. 12. 21 発表 体罰に係る小学校教諭の処分
- ③ 2022. 12. 21 発表 不適切な行為に係る中学校教諭の処分
- ④ 2023. 2. 28 発表 わいせつ行為に係る小学校教諭の処分

別表

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分
<p>文書 1 教員の処分について (報告) (令和 4 年 10 月 13 日付け)</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 処分場所 ・ A 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称、職員の職名及び氏名 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先
<p>文書 2 校長の処分について (報告) (令和 4 年 10 月 13 日付け)</p>	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 市町村教育委員会の名称 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先
	校長の処分について (報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称、職員の職名及び氏名
	文書訓告	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称 ・ 被害児童の学年及びクラス ・ 発生場所
<p>文書 3 教員の処分について (報告) (令和 4 年 12 月 21 日付け)</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 処分場所 ・ B 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称、職員の職名及び氏名 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先
<p>文書 4 校長の処分について (報告) (令和 4 年 12</p>	<small>かがみ</small> 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 市町村教育委員会の名称 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分
月 21 日付け)		員の氏名及び連絡先
	校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称、職員の職名及び氏名
	口頭訓告	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 職員の氏名 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称
文書 5 教員の処分について （報告）（令和 4 年 12 月 21 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 処分場所 ・ C 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称及び職員の氏名 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職員の職名及び氏名並びに連絡先
文書 6 校長の処分について （報告）（令和 4 年 12 月 21 日付け）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 市町村教育委員会の名称 ・ 県教育事務所の名称、担当課、職員の氏名及び連絡先
	校長の処分について（報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書番号 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称、職員の職名及び氏名
	厳重注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ C 職員の氏名 ・ 校長の氏名及び所属 ・ 市町村教育委員会の名称
文書 7 教員の処分について （報告）（令和 5 年 2 月 28 日付け）		<ul style="list-style-type: none"> ・ D 職員の氏名及び所属 ・ 校長の氏名及び所属

1 行政文書	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 8 校長の処分について (報告) (令和 5 年 2 月 28 日付け)	<small>かがみ</small> 鑑文	
	校長の処分に ついて (報 告)	<ul style="list-style-type: none"> ・校長の氏名及び所属
	文書訓告	<ul style="list-style-type: none"> ・D 職員の氏名及び所属 ・校長の氏名及び所属

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 3 . 28	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 4 . 25	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 11 . 14 (第 695 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 12 . 17 (第 697 回審査会)	審議
7 . 1 . 29	答申